

香美市物品・業務等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要綱

平成 29 年 12 月 1 日

告示第 138 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項並びに香美市契約規則（平成 18 年香美市規則第 53 号）の規定に基づき、香美市が発注する物品の製造の請負、売買、賃借及び業務委託その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格者）

第 2 条 競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、西暦における偶数年の 1 月 1 日（以下「審査基準日」という。）において、次の各号のいずれにも該当しない者で、かつ、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものである。

- (1) 次条に規定する資格審査事項により審査した結果、参加資格を得られなかった者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ない者
- (3) 営業に関し法令上必要な資格を備えていない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (5) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者（ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。）
- (7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することになったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者
- (8) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年度香美市規則第 5 号）第 4 条各号のいずれかに該当する者

（資格審査の申請の時期、方法等）

第 3 条 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、西暦における偶数年の1月4日から同年2月28日（閏年の場合は2月29日）までの間に申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。
 - (1) 物品・業務等一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書
 - (2) 委任状（本社代表者以外の支店等を受任者とする場合のみ。）
 - (3) 営業経歴書
 - (4) 取扱品及び業務一覧
 - (5) 登記簿謄本（申請者が法人の場合に限る。写しを可とする。）
 - (6) 身分証明書（申請者が個人の場合に限る。写しを可とする。）
 - (7) 印鑑証明書（写しを可とする。）
 - (8) 本社在地の滞納のないことが分かる証明書（次のアからウまでの書類とし、写しを可とする。ただし、東京23区については、イ及びウに代えて「法人住民税」「法人事業税」の納税証明書を提出すること。）
 - ア 国税（法人の場合は、様式その3の3を、個人の場合は、様式その3の2を提出するものとする。ただし、様式その3も可とする。）
 - イ 都道府県税（委任する場合は、本社分に加えて委任先所在地の滞納の無いことが分かる証明も併せて提出するものとする。）
 - ウ 市区町村税（委任する場合は、本社分に加えて委任先所在地の滞納の無いことが分かる証明も併せて提出するものとする。）
 - (9) 個人住民税特別徴収実施申告書、又は個人住民税特別徴収実施誓約書
 - (10) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（香美市様式）
 - (11) 財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書とし、審査基準日の直近1か年のものとする。写しを可とする。）
 - (12) 営業許可証又は認可証の写し（医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理、警備業、施設維持管理業務等で、国又は地方公共団体の許認可が必要な業種の場合のみ。）
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 4 前項第5号から第8号までに規定する書類については、証明日が審査基準日の3か月以内のものとする。

（申請書の記載事項変更）

第4条 申請者は、申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を直ちに市長に提出しなければならない。

- (1) 商号若しくは名称又は住所
- (2) 代表者等の職名又は氏名（委任している場合は受任者含む。）
- (3) 電話番号又はファクシミリ番号
- (4) 実印又は使用印鑑
- (5) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

(資格の有効期間)

第5条 競争入札の参加資格の有効期間は、西暦における偶数年の4月1日(競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定する日が同月2日以降になるときにあっては、当該登録を決定する日)から当該年の翌々年3月31日までとする。

(有資格者の追加登録)

- 第6条 有資格者の競争入札参加資格者登録名簿への追加登録(以下「追加登録」という。)は、西暦における偶数年の4月1日以後随時行うものとする。
- 2 前項に規定する追加登録の日は、市長が特に認める場合を除き、各月20日までに資格審査の申請書を受理した場合、翌月の初日とする。
 - 3 追加登録において審査基準日に相当する日は、資格審査の申請があった月の前月の初日とする。

(資格の取消し)

- 第7条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。
- (1) 審査基準日以後に第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(指名停止等)

第8条 市長は、有資格者について、業務に関し不誠実若しくは法令違反等の行為があったとき、又は経営不振等のときは、市長が別に定める基準により指名停止、又は指名回避を行うことができるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、物品・業務等一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(令和3年11月30日告示第185号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。